

(12) 経過措置（基準附則第2条、第3条、第4条）

設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

- ① 汚物処理室に関する経過措置
平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第1項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものには、第11条第2項第14号（汚物処理室）の規定は、当分の間適用しない。（附則第2条）
- ② 一の居室の定員に関する経過措置
(略)
- ③ 入所者一人当たりの居室の床面積に関する経過措置
平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち入所者一人当たりの居室の床面積に関する基準「10.65平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、4.95平方メートル以上」とする。（附則第3条第1項）
- ④ 入所者一人当たりの食堂及び機能訓練室の床面積に関する経過措置
平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち食堂及び機能訓練室の合計した面積「3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上」の基準については、当分の間適用しない。（附則第4条）

トルに当該ユニットの居室の入所定員を乗じて得た面積以上を有している場合には、当該ユニットの居室の入所定員を除く。）を乗じて得た面積

(6) 基準第11条の2の規定の適用を受けける特別養護老人ホームの設備の基準に係る経過措置（基準附則第2条、第3条、第4条）

設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

- ① 汚物処理室に関する経過措置
平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第1項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものには、第11条の2第2項において引用する第11条第3項第12号（汚物処理室）の規定は、当分の間適用しない。（附則第2条）
- ② 一の居室の定員に関する経過措置
(略)
- ③ 入所者一人あたりの居室の床面積に関する経過措置
平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち入所者一人あたりの居室の床面積に関する基準「10.65平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、4.95平方メートル以上」とする。（附則第3条第1項）
- ④ 入所者一人あたりの食堂及び機能訓練室の床面積に関する経過措置
平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち食堂及び機能訓練室の合計した面積「3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上」の基準については、当分の間適用しないものである。（附則第4条）

第3 職員に関する事項

1 職員数

- (1) (略)
- (2) 同条第1項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士と連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することが

第3 職員に関する事項

1 職員数

- (1) (略)
- (2) 同条第1項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士と連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することが

できる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かぬことができる。」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。

(3) 経過措置（基準附則第5条）

平成17年3月31日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上でよいものとされている。ただし、できるだけ早期に3:1へ移行できるよう努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開始される施設にあつては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3:1以上とすることが望ましい。

また、この経過措置は、特別養護老人ホームであつて小規模生活単位型特別養護老人ホーム若しくは一部小規模生活単位型特別養護老人ホームでないもの又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム二ツト部分以外の部分にのみ適用されること。

(4) 用語の定義

① 「常勤換算方法」

(略)

② 「勤務延時間数」

勤務表上、当該特別養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人に明確に位置付けられることができる時間数は、当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限としつき、勤務延時間数に算入することに留意すること。

③ 「常勤」

(略)

④ 「前年度の平均値」

(略)

第4 処遇に関する事項

1 入退所

(1) 基準第13条第2項及び第3項は、特別養護老人ホームが要介護者のうち、入所して介護を受けうることが必要な入所者を対象としていることには、在宅での介護が生活環境を含めて可能な場合には、退所に必要となる援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことの無いよう留意すべきものである。

なお、上記の検討は、生活相談員、看護・介護職員、介護支援専門

できる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かぬことができる。」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行わっている場合であること。

(3) 経過措置（基準附則第5条）

平成17年3月31日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上でよいものとされている。ただし、できるだけ早期に3:1へ移行できるよう努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開始される施設にあつては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3:1以上とすることが望ましい。

(4) 用語の定義

① 「常勤換算方法」

(略)

② 「勤務延時間数」

勤務表上、当該特別養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人に明確に位置付けられることができる時間数は、当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

③ 「常勤」

(略)

④ 「前年度の平均値」

(略)

第4 処遇に関する事項

1 入退所

基準第13条第3項から第5項は、特別養護老人ホームが要介護者のうち、入所して介護を行いうことが必要な入所者を対象としていることには、在宅での介護が生活環境を含めて可能な場合には、退所に必要となる援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことの無いよう留意すべきものである。

<p>(2) 同条第4項は、上記の検討の結果、居住での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家族での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意する。</p> <p>また、退所が可能なことになった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び介護支援専門員等並びに市町村と十分連携を図ること。</p>
<p>2 入所者の処遇に関する計画（基準第14条）</p> <p>(1) 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することならないよう留意するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該処遇計画は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）第11条に定める「施設サービス計画」と同様のもので差し支えないこと。</p>
<p>3 処遇の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行為ではない場合に身体的拘束等を行う場合にあってはならず、緊急やむを得ない場合の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第9条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p>
<p>4 介護（基準第16条）</p> <p>(1) 介護の提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、処遇計画の目標等を念頭において行うことが基本であり、自立していける機能の低下が起きないようにするためにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもつて介護を提供し、又は必要な支援を行うものとすること。</p> <p>(2) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。</p> <p>なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努め</p>

るものとする。入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、
(3) 排せつの介護は、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等により適切な方法により実施するものとする。
(4) 入所者がおむつを使用せざる場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換はよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

(5) 特別養護老人ホームは、入所者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(6) 同条第6項の「常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の配置を行わなければならないことを規定したものである。

なお、介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。

5 食事（基準第17条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容すること。
(2)・(3) (略)
(4) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。
(5)・(6) (略)

(7) できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないこと。

6 相談及び援助

基準第18条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

7 社会生活上の便宜の提供等

- (1)・(2) (略)
(3) 同条第3項は、特別養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当

など入所者の清潔保持に努めるものとする。
(3) 同条第3項で定める排せつの介護に当たっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。
(4) 同条第4項で定める「おむつを使用せざる」とともに、入所者の心身及び活動状況に適したおむつを提供することではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

(5) 同条第5項は、特別養護老人ホームは生活の場としての機能も担つていることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(6) 同条第6項で定める「常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員の配置を行うこと。
なお、介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行うものとする。

5 食事の提供 基準第17条に定める食事の提供に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 入所者の年齢、身体的状況によつて適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うこと。
(2)・(3) (略)
(4) 調理及び配膳にあたつては、食品衛生法施行規則別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。

(5)・(6) (略)
(7) できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないこと。

6 相談及び援助

基準第18条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

7 社会生活上の便宜の供与等

- (1)・(2) (略)
(3) 同条第3項は、特別養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当

該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によつて入所者とその家族が交流できる。また、入所者と家族の面会のければならないこととすることについても、入所者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならない。

- (4) 同条第4項は、特別養護老人ホームは、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならぬこととするものである。

8 機能訓練

基準第20条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。

9 健康管理

- (1) (略)
- (2) 同条第2項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法(昭和57年法律第80号)の健康手帳の所要の記入欄に、健診の状況や健康管理上特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅に復帰した後にす特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有することをねらうとしているものである。
- (3) 特別養護老人ホームは、入所者が常に健康の状況に注意し、疾病の早期発見、予防等健康保持のための適切な措置をとるよう努めること。

8 機能訓練

基準第20条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。

9 健康管理

- (1) (略)
- (2) 同条第2項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法の健康手帳の所要の記入欄に、健診の状況や健康管理上特に特記する必要があるものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅復帰後に特別養護老人ホームでの入所者は、医療管理状況を把握できることをねらうとしているものである。

(3) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることから、つねに健康の状況に注意し、疾病的早期発見、予防等健康保持のための適切な措置をとるよう努めること。

(4) 職員については、労働安全衛生規則第50条又は地方公共団体の実施する方法に従つて健康診断を行うこと。

10 入所者の入院期間中の取扱い

- (1) 基準第22条に定める「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。
- (2) 「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意の上で入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。
- (3) 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもつて該当するものではなく、例えば、入所者の退院

10 入所者の入院期間中の取扱い

(1) 基準第22条に定める退院することが明らかなる場合は、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法によること。

(2) 必要に応じて適切な便宜を供与とは、入所者及びその家族の同意の上で入退院の手続きやその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。

(3) やむを得ない事情がある場合は、単に当初予定の退院日に満床であることをもつて該当するものではなく、例えば、入所者の退院

が予定より早まるなどの理由によりベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、上記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要があること。

(4) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。

1 勤務体制の確保等
基準第24条は、入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

(1) (略)
(2) 職員の勤務体制を定めるものうち、介護職員の勤務体制については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」により、3交代制を基本とするが、入所者の処遇が確保される場合は、2交代制勤務もやむを得ないものとする。併せて、同通知に定める宿直員を配置すること。

(3) (4) (略)
(5) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第50条又は
地方公共団体の実施する方法に従つて、職員の健康診断を行うこと。

1.2 衛生管理等

(略)

(1) 水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
(2) 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。
(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
(4) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び蔓延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
(5) 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由によりベッドの確保が間に合わない場合には該当しないことである。施設側の都合は基本的には該当しないことに留意すること。なお、当該例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要があること。

(4) 入所者の入院期間中のベッドの利用にあたっては、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、入所者の退院時に円滑に入所できるよう計画的に行うこと。

1.1 勤務体制の確保等
基準第24条は、入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

(1) (略)
(2) 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務体制については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号社会局長・児童家庭局長連名通知）」により、3交代制を基本とするが、入所者の処遇が確保される場合は、2交代制勤務もやむを得ないものとする。併せて、同通知に定める宿直員を配置すること。

(3) (4) (略)

1.2 衛生管理等

(略)

(1) 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
(2) つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。
(3) 老人ホームは、食中毒及び感染症の発生を防止するためにの措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連係を保つこと。

(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

13 協力病院等

(1) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するため入院治療等を必要とする場合が極めて多いことにかんがみ、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる以上、協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましい。

(2) (略)

14 秘密保持等

(1) (略)

(2) 同条第2項は、特別養護老人ホームに対して、過去に当該特別養護老人ホームの職員があつた者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことなどを義務づけるものでないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば連絡金についての定めを置くなどの措置を講ずることとするものである。

15 苦情処理

(1) 基準第29条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けたための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するためには講ずる措置の概要について明瞭にし、入所者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。

(2) 同条第2項は、苦情に対し特別養護老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（特別養護老人ホームの提供するサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。

また、特別養護老人ホームは、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、基準第9条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、
2年間保存しなければならない。

16 地域との連携等

(1) 基準第30条第1項は、特別養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携のとおして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならないことをしたものである。

(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

13 協力病院等

(1) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するため入院治療等を必要とする場合が極めて多いことにかんがみ、これらの者に対する医療的処遇を行なうことができることができる以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましいこと。

(2) (略)

14 秘密保持等

(1) (略)

(2) 同条第2項は、特別養護老人ホームに対して、過去に当該特別養護老人ホームの職員があつた者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことなどを義務づけるものでないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば連絡金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

15 苦情処理

基準第29条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するためには講ずる措置の概要について明瞭にし、入所者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示すること等である。

16 地域との連携等

基準第30条は、特別養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、特別養護老人ホームは地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならないことをとしたものである。

(2) 同条第2項は、基準第2条第4項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

17 事故発生時の対応

基準第31条は、入所者が安心して介護の提供を受けられるよう、特別養護老人ホームは、入所者の日常生活や遭遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、また、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準第9条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故にして採った処置の記録は、2年間保存しておかなければならぬ。

(1) ~ (3) (略)

第5 小規模生活単位型特別養護老人ホーム

1 第3章の趣旨
「小規模生活単位型」の特別養護老人ホームは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。こうした小規模生活単位型特別養護老人ホームのケアは、これまでの特別養護老人ホームのケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第3章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第33条（基本方針）は、小規模生活単位型特別養護老人ホームがユニットケアを行うものであることを規定したものである。
その具体的な内容に関しては、基準第36条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 運営規程（基準第34条）

(1) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額（第5号）

17 事故発生時の対応

基準第31条は、入所者が安心して介護の提供を受けられるよう、特別養護老人ホームは、入所者の日常生活や遭遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととともに、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。

(1) ~ (3) (略)